

令和8年度インターネットパトロール事務作業委託仕様書

業務履行に係る条件は次のとおりです。

1 委託額

4, 278, 120円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とし、2に掲げる業務内容に必要なすべての経費を含みます。

2 業務内容

本市が、相模原市人権尊重のまちづくり条例（以下「市人権条例」という。）第20条に定める本邦外出身者に対する不当な差別的言動又は障害者に対する不当な差別的言動に係る拡散防止措置を効果的に講じるため、受託者は次の業務を行うこと。

(1) 検索・報告業務

次のア～カに基づき、市人権条例第20条第1項第1号及び第2号を対象とした「本邦外出身者に対する不当な差別的言動又は障害者に対する不当な差別的言動（以下「不当な差別的言動」という。）」に該当するインターネット上の情報等を収集・抽出し、定期的に本市へ報告すること。

ア 検索を行う範囲は、調査対象サイト等（注1）とする。

イ 検索により抽出する情報は、次のとおりとする。

（ア）アのサイト等における、調査検索ワード（注2）により抽出した投稿

（イ）インターネット記事等へのコメント、インターネット記事等をリンク・引用・転載した投稿等（注3）に連なる投稿等（レス、コメント、リプライ、引用リツイート等）

ウ 上記イで抽出した検索結果のうち、市人権条例解釈指針に基づき受託者スタッフが目視確認を行い、不当な差別的言動に該当する可能性があるものを本市へ報告すること。

エ 上記ウの報告には、個々の投稿等ごとに、その内容、不当な差別的言動の種類（注4）、投稿等の日時、投稿等が所在するURL及びサイト等の名称のほか、個々の投稿等の元となった投稿等（レス、コメント、リプライ等がなされた投稿等又は引用リツイートで引用された投稿）の内容及びURL並びに下記（2）の協議により定める事項を併記すること。

オ 検索及び報告のタイミングは、各投稿等が行われた日を基準として検索・抽出し、年末年始等、本市と協議して定める時期を除き原則として7日分ごとに結果をまとめて報告するものとする。

また、月毎の調査結果を集計した結果を翌月の10日までに、年間の調査結果を集計した結果を令和9年3月31日までに報告するものとする。

なお、上記に加えて、令和8年4月1日から、検索・報告業務開始日までの検索・抽出を行い、市と協議の上決定した期日までに報告するものとする。

カ 報告に当たっては、電子メールで電子データにより報告するものとする。

なお、電子データはMicrosoft社Windows 11上で表示可能なものとし、使用するアプリケーションソフト、ファイル形式については、以下のとおりとする。

（ア）文章：文字入力ソフトMicrosoft社Word

（イ）計算表：表計算ソフトMicrosoft社Excel

(2) 受託者は、契約開始後、本市の求めにより検索・報告の精度向上に向けた協議に応じ

るとともに、その結果に基づき、上記（１）に関して本市が行う指示に対応すること。

3 その他

（１）受託者は、本受託業務の遂行上知り得た情報を外部に漏らしたり、本受託業務以外の目的に利用してはならない。これは委託期間終了後も同様とする。

（２）その他仕様書に定めのないことは、本市と受託者で協議の上、決定するものとする。

注１：X、5ちゃんねる、爆サイ.comのほか、各種掲示板、各種ブログ、各種まとめサイトで、本市と受託者で協議の上追加するサイト等

注２：不当な差別的言動を抽出するための調査検索ワード数は、20語以上とし、本市と受託者で協議の上で決定する。

なお、調査検索ワードは、本市と受託者で協議の上、履行期間中に変更することができるものとする。

注３：主要ニュースメディア（主にYahoo!ニュースに掲載される媒体）がインターネット上で発信する記事、動画又はこれに類するコンテンツをリンク、引用、転載した投稿等のうち、表題（見出し、スレッドタイトル等）又は本文に、調査検索ワードが含まれているもの

注４：市人権条例解釈指針８ページの「6 6号関係」に、「本邦外出身者の生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知すること」、「本邦外出身者を著しく侮蔑すること」、「本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動すること」の３類型がある。

なお、障害者についても、同様の３類型とする。